

大型プロジェクト建設工事発注方針

(昭和59年7月3日策定)

1. 目的

県内で実施される大型プロジェクト建設工事において、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用を効果的に実現するため、大型プロジェクト建設工事発注方針を定め、大型プロジェクト建設工事における県内建設業者等の受注機会の確保と県産建設資材の需要の拡大を促進するものとする。

2. 定義

ここでいう大型プロジェクトとは、一定のまとまりを持ち、事業費が概ね10億円以上の事業とする。

3. 県が実施する大型プロジェクト建設工事について

(1) 大型プロジェクト建設工事の県内建設業者等への優先発注

ア. 大型プロジェクト建設工事については、県内の建設業者に優先的に発注する。
また、設計・施工管理等についても県内の設計・施工管理業者に優先的に発注する。

イ. 技術的問題等により、県内企業だけでは対応できない場合においても、共同企業体（J・V）を組ませる等可能な限り県内建設業者等へ発注するとともに、県内の建設業者等における技術的・経験的蓄積が促進されるよう配慮するものとする。

(2) 大型プロジェクト建設工事における分離・分割発注

大型プロジェクト建設工事において、県内の中小建設業者等の受注機会の確保が図られるよう、可能な限り分離・分割発注を行うものとする。

(3) 下請工事の発注について

ア. 大型プロジェクト建設工事に関する下請工事については、可能な限り県内建設業者等に優先的に発注されるよう努めるものとする。

イ. 大型プロジェクト建設工事の請負人に対しては、下請工事の工種・工区別に対応する建設業者等のリストを提出させるものとする。

(4) 県産建設資材等の優先使用

大型プロジェクト建設工事において、県産建設資材等が優先的に使用されるよう特記仕様書に明記する等所要の措置を講ずる。

また、やむを得ず、県外建設資材等を使用する場合は、県内代理店を窓口とした資材の購入が行われるよう配慮する。

(5) 大型プロジェクトの進捗状況等の掌握

大型プロジェクトの主管部局は、担当プロジェクト建設工事の発注状況、県産建設資材等の使用実績及びプロジェクト全体の進捗状況等を掌握し、必要に応じて県産品優先使用等連絡会議に報告するものとする。

4. 国の出先機関、市町村、公社公団、経済団体等に対する要請と連携強化

国の出先機関、市町村、公社公団、経済団体等に対し、当該機関等の実施する大型プロジェクトにおいても、本方針に準じた積極的な対策を講ずるよう要請するとともに、各機関との連携を密にして、県内で実施される大型プロジェクトの実態の掌握に努め、本方針の効果的な推進を図る。

附則（平成21年9月7日 観商第605号）

- 1 この方針は平成21年9月7日から施行する。